

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011 - 204 - 5035
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

この条例は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

目 次 ページ

条 例

○北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局総務課)	1
--	---

条 例

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第89号

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「又は車賃」を「、車賃又は宿泊料（住所地と招集地の間の往復の旅行経路の距離が100キロメートル以上の地域に住所を有する者に係るものを除く。）」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	1 日当たりの額
住所地と招集地の間の往復の旅行経路の距離が100キロメートル以上の地域に住所を有する者	18,200円
住所地と招集地の間の往復の旅行経路の距離が100キロメートル未満の地域に住所を有する者	3,300円

附 則

平成20年 6 月30日（月曜日）

北 海 道 公 報

号外第 1 7 号 1

